

【研究ノート】

植民地期カンボジアにおける大臣の称号・職名
——大臣会議の構成員を規定する王令を中心に——

Honorary titles and job titles of Ministers in French colonial Cambodia:

A study based on the Royal Ordinances regulating membership of the Council of Ministers

傘谷 祐之*

KASAYA, Yushi

Abstract

This paper tries to organize honorary titles and job titles of ministers in French Colonial Cambodia according to provisions of a series of the Royal Ordinances (*les Ordonnances Royales*) that prescribed the composition of the Council of Ministers (*le Conseil des Ministres*).

The Council of Ministers was the most important organization in colonial politics. It exercised the executive power, served as a legislative body by drafting Royal Ordinances and proposing the King to promulgate them, and was also the supreme court before the court of cassation (*le Cour de Cassation*) was established in 1911.

The Council, which consisted of five ministers and was presided over by the French Resident Superior (*le Résident supérieur*), was re-organized and provided legal basis by the Royal Ordinance No. 54 dated July 11, 1897. The Ordinance referred to the ministers not by their job titles such as the Minister of Interior and Religion, but by their honorary titles like “Akha Moha Sena”, except for the Minister of Justice mentioned in article 6. It was the Royal Ordinance No. 33 dated July 3, 1905 that provided for membership of the Council by use of job titles at the first time. The Royal Ordinances No. 28 dated February 20, 1912 and No. 112 dated December 31, 1926 revised the former ordinance, and job titles were changed in association with them.

Through this study, we can recognize the connection between honorary titles and job titles of ministers and the variation of job titles from 1897 to 1940.

目次

- I. はじめに
- II. 大臣らの称号および職名の変遷
 - 1. 1897年7月11日王令下
 - 2. 1905年7月3日王令下
 - 3. 1912年2月20日王令下
 - 4. 1926年12月31日王令下
- III. おわりに

* 名古屋大学大学院法学研究科研究生

I. はじめに

本稿は、フランス植民地期カンボジアの大臣会議 (le Conseil des Ministres) の構成員である大臣らの称号および職名を整理することを目的とする¹。

大臣会議は、フランス植民地期のカンボジアにおける国政上の最重要機関であった。名目上の統治権者であるカンボジア国王の下で、実際に行政権を行使するのは大臣会議であったし、立法権についても、王令 (le Ordonnance Royale) を布告するのは国王であったが、王令案を起草し、国王に提案するのは大臣会議の権限であった。また、司法権についても、司法行政権は大臣会議の構成員である司法大臣の手中にあったし、1902年から1911年の間には大臣会議自体が破毀審の権限を持つ最高の裁判機関でもあった。大臣会議の主宰者はフランス人の理事長官 (le Résident supérieur) であり、フランス植民地当局は大臣会議を通じて各種の政策を実行することが可能であった。

この大臣会議の構成員については、カンボジア史研究者のアラン・フォレスト (FOREST, Alain) が1900年から1910年代にかけての大臣の名前を整理して示した他 [Forest 1980: 85]、近年では高橋宏明による一連の研究があり [高橋 2008; 高橋 2009]、徐々にその全貌が明らかになりつつある (表1参照)。

表1 1900～1940年代前半の大臣一覧

	1900	1910	1920	1930	1940		
第一大臣 (内務・宗教大臣)	1903 ウム	1908 モンテイロ	1909/3/11 ノロドム・サタヴォン	1918 ノロドム・パスヴォン	1928/12/29 スパスヴォン	1933/1/5 ケオ・チア	1940/7/19 ウン・ヒー
王宮大臣	1902 コン	チュオン				1941 ウン・ヒー	
法務大臣	1903 ボック	1908 モンテイロ	1911/12/4 メン	1922/4/15 チュン	1927 ソン・ディエップ	1933/1/5 ケオ・チア	ベン
海軍大臣	1903 モンテイロ	1908/1/1 メン	ソン・ディエップ	1922/4/15 シソワット・スパスヴォン	1929/1/5 ノロドム・スラムリット		1942/5/1 ノロドム・モンタナ
軍務大臣	1903 メイ	ビツ・ボン			1933/1/5 スパスヴォン		1942/5/1 ノロドム・モンタナ

注) 年/月/日は、王令の発令日を示す。モンテイロはコル・デ・モンテイロ、チュンはアレクシス・ルイ・チュンの略。

(出典) 高橋 2009: 124.

しかし、当時の大臣らはカンボジア語の称号とフランス語の職名を持っており²、その称

¹ 本稿の執筆に利用した資料を収集するに際し、財団法人日東学術振興財団による助成 (2008年度)、日本学術振興会「若手インターナショナル・トレーニング・プログラム (ITP)」(名古屋大学大学院法学研究科「国際的発信のできるアジア諸国法研究者・アジア法整備支援研究者の育成プログラム」)による助成 (2010年度)、文部科学省「卓越した大学院拠点形成支援補助金」による助成 (2012年度)を得た。

² たとえば、官報1902年版に掲載された同年4月2日理事長官令 (arrête) 第75号は、「次の王令に執行力を与える」と規定した上で (第1条)、「一、オクニャー・アケアー・モハー・セナー (Oknha Akâmoha Sêna) のウム (Um) に、ソムダチ (Somdach)・アケアー・モハー・セナーの称号を与え、王国首相 (Premier Ministre du Royaume) に任命する王令第19号。(後略)」を挙げている [BAC 1902: 91-92]。このうち「首相」が職名であり、「オクニャー (またはソム

号と職名はしばしば変更されているのだが、フォレストおよび高橋による研究ではその変遷は明らかにされておらず、称号と職名との対応関係も十分に整理されていない。

当時の官報 (*Bulletin administratif du Cambodge: BAC*)³や大臣会議議事録には、大臣の称号または職名のいずれか一方しか記載されないことがある⁴。同資料は、植民地期における行政・司法改革の成果と課題や、改革が今日に及ぼした影響を明らかにするためには必須の資料といえるが、同資料を利用した研究を行うためには、どの称号とどの職名とが対応するのかを確定する作業が不可欠である。そのため、行政・司法改革についての本格的な研究に取り組む前に、大臣らの称号と職名を整理しておくことには意義があると思われる。

そこで、本稿では、まず、大臣会議の構成員について規定する王令に基づき、大臣らの称号および職名を整理したい。ただし、紙幅の都合上、1897年の大臣会議制度の成立から1953年にカンボジアが独立するまでの時期を一度に扱うことができない。大臣会議制度は、1905年、1912年、1926年の各王令によって若干変更された後、1940年代に大きく改革された。そのため、1940年代以降については別途検討することにし、本稿では、1897年から1940年までの時期に限定して論じることとしたい。

II. 大臣らの称号および職名の変遷

1. 1897年7月11日王令下

(1) 王令の規定する称号および職名

1897年7月11日王令第54号は、全12カ条であり、政府(第1条ないし第3条)、裁判(第4条ないし第10条)、奴隷制の廃止(第11条)、公有地(第12条)について規定した⁵。

ダチ)・アケアー・モハー・セナー」が称号である。「オクニャー」「ソムダチ」については、脚注16も参照のこと。

³ 『*Bulletin administratif du Cambodge*』は、直訳すると『カンボジア行政報告』であるが、カンボジア研究者の間では慣例的に単に「官報」とされているので、本稿でもその慣例に従う。

⁴ たとえば、官報1902年版に掲載された同年5月5日理事長官令第113号は、「第1条 次の王令に執行力を与える。一、大臣会議の構成員であるオクニャー・トミア・ニコウ (Oknha Thoméa nikâr) のコン (Kong) が、その退職年金の権利を行使することを許可する王令第30号。(後略)」と規定した。ここでは、称号のみが記され、職名は記載されていない。

⁵ 1897年7月11日王令については、筆者の手元には次の4つの資料がある。第1に、カンボジア国立文書館が所蔵する、1897年から翌1898年にかけて布告された王令を収録した王令集に収録されているものである [ANC RSC 31072] (以下、「文書館版」という)。文書館版は、他の版がフランス語のみで記述されているのに対してフランス語とカンボジア語の双方で記述されており、また、他の版には無い法令番号や副署名つまり理事長官名も記載されている点でもっとも詳細な版といえる。第2に、カンボジア保護領政府が発行した『カンボジア年報 (*Annuaire du Cambodge*)』1897年版に収録されているものである [AC 1897: II-V] (以下、「年報版」という)。第3に、仏領インドシナ政府が発行した『仏領インドシナ公報 (*Bulletin officiel de l'Indochine française*)』に収録されているものである [BOI 1897, première partie, n° 7: 709-711] (以下、「公報版」という)。年報版と公報版とはほぼ同一であり、両者ともにフランス語のみで記述されており、また、法令番号や副署名を欠いている。第4に、インドシナ総督府が1912年に発行した法令集『*Recueil des actes du Gouvernement cambodgien*』に収録されているものである [Gouvernement Général de l'Indochine 1912: 7-8] (以下、「法令集版」という)。法令集版は、法令番号や副署名に加えて参照法令や署名者すなわち国王名も無い、もっとも簡易な版である。また、法令集版には他の版と表現が異なる箇所が多数あり、たとえば、他の版はカンボジア国王のことを条文中では「国王 (Le Roi)」あるいは「陛下 (Notre Majesté)」と記すのに対し、法令集版では一人称で「朕 (Nous)」と記している。このような差異が生じた原因は不明だが、各資料が発行された年代から考えると、1897年に王令が布告されてから1912年に法令集版が発行されるまでの間に改正があったことも考えられる。本稿では、

同王令第1条は、大臣会議の構成員について、次のように規定した。

第1条 会議 (un Conseil) は、位の最も高い官人 5 人 ([les] cinq plus grands mandarins) でこれを構成し、法律を監督すること及び執行すること、並びに法律に対してなされうる改革又は改正について検討することを任務とする。この会議は、次の 5 人の大臣でこれを構成する。

アケアー・モハー・セナー (Akhamohaséna)⁶

ヨマリアチ (Youmréach)

クロラーハオム (Kralahom)

チャクレイ (Châcrey)

ヴェアン (Veang)

同王令は、このように大臣らの称号を規定しているが、職名については、第6条で「司法大臣」と明記されているヨマリアチを除き⁷、規定しなかった。

(2) 実際の称号および職名

そこで、大臣会議議事録を用いて大臣の称号と職名を確認する。1897年7月11日王令の公布から約1ヵ月後の1897年8月17日に行われた第4回会議の議事録によれば、会議の出席者は、アケアー・モハー・セナーの称号を持つ「首相 (1^{er} Ministre)」、ヨマリアチの称号を持つ司法大臣、「ロットナハ・ティペト (Rotthanac Thibét)」の称号を持つ「陸軍大臣 (ministre de la guerre)」、「ヴィボル・リアチセナー (Vibol Réachséna)」の称号を持つ「海軍大臣代行 (ff^{ns} ministre de la marine)」⁸、「トミア・ニコー (Thoméa Nikar)」の称号を持つ「第2群宮内大臣 (ministre du Palais du 2^e rang)」⁹、の5人であった [ANC RSC 32300 : 88, 107] (写真1・2参照)。

もっとも詳細で、かつ、王令が布告された当時の形に近いと思われる文書館版に拠った。

⁶ 「Akhamohaséna」以下は、いずれも官人の称号であり、カンボジア語をローマ字に翻字したものである。当時のフランス語の文書では、カンボジア語のローマ字翻字がよく用いられた。しかし、翻字の規則が確立していないため、同じカンボジア語に対して複数のローマ字翻字が存在する。ここでは、1897年7月11日王令の表記にしたがった。

⁷ 1897年7月11日王令は、ヨマリアチについて、死刑囚への恩赦について規定する第6条において、「陛下 (Notre Majesté) は、死刑に対しては、ヨマリアチすなわち司法大臣 (Youmréach, Ministre de la Justice) の報告に基づき、恩赦を行う権限を行使する。」と規定した。

⁸ 大臣会議議事録では、「S. E. Le Vibol Réachséna ff^{ns} de ministre de la marine」と記されている [ANC RSC 32300: 88]。「ff^{ns} de...」は「faisant fonction de...」の略であり、本稿では「代行」と訳す。

⁹ 大臣会議議事録では、「S. E. Le Thoméa Nikar, ministre du Palais du 2^e rang」と記されている [ANC RSC 32300: 88]。「ministre du Palais du 2^e rang」とは、「譲位した王」の指揮下にある官人組織の宮内大臣を意味すると思われる。19世紀後半のカンボジアでは、官人組織は4つに分かれており、王の他に、「譲位した王」、「王族男性のうちの第一人者 (Premier Prince du sang)」、「王族女性のうちの第一人者 (Première Princesse du sang)」のそれぞれが、その指揮下に独自の官人組織を持っていた。王の指揮下にある官人組織は、「ソムラップ・アエク (sâmrap êk)」（「第一群」の意）と呼ばれており、譲位した王の官人組織は「ソムラップ・トー (tou)」（「第二群」）、王子のうちの第一人者の官人組織は「ソムラップ・トレイ (trei)」（「第三群」）、王女のうちの第一人者の官人組織は「ソムラップ・チェトヴァー (chetva)」（「第四群」）であった。もっとも、ノロドム王の治世下では譲位した王はいなかったため、第二群の官人組織は第一群に編入されていた、という [Aymonier 1875: 23-24, Fourès 1882: 168-170]。大臣会議議事録では、譲位した王の指揮下にある「ソムラップ・トー、第二群」のことを「2^e rang」と表記したのであろう。

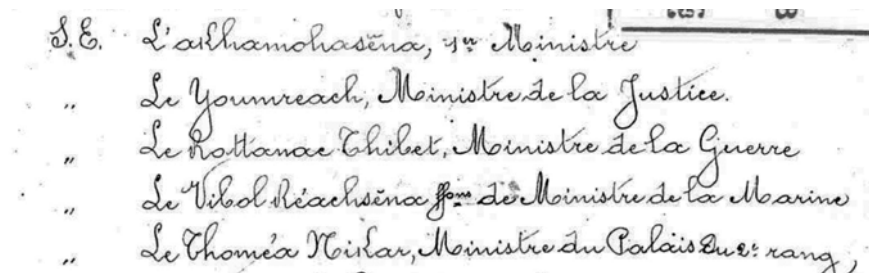


写真 1 大臣会議議事録（フランス語版）

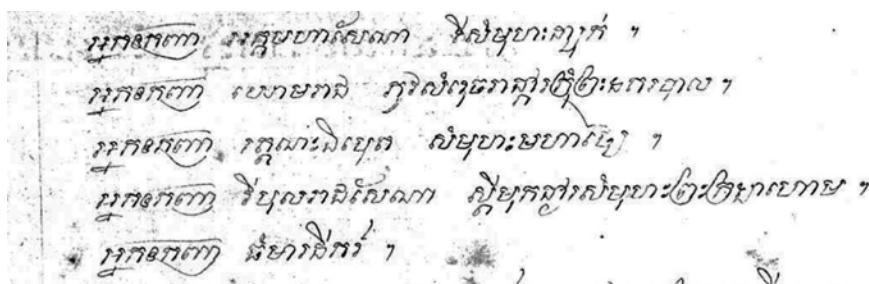


写真 2 大臣会議議事録（カンボジア語版）

1897年7月11日王令が規定しているチャクレイ、クロラーハオム、ヴェアンの称号を持つ官人はおらず、代わって、同王令の規定していない称号を持つ官人3人が会議に出席している。このように、同王令の規定する大臣の称号と、実際に会議に出席している官人の称号とは、一致していなかった。この不一致状態は10年間にわたって続き¹⁰、1907年によろやく解消した¹¹。

¹⁰ 1897年7月11日王令の規定する大臣の称号と実際に会議に出席している官人の称号との不一致が長らく解消されなかった一つの理由として、フランス植民地当局とノロドム王(Norodom、在位1860-1904年)との対立が考えられる。当時、フランス植民地当局とノロドム王とは、人事の主導権を巡って争っていた。たとえば、大臣会議は、1898年3月、海軍大臣代行でありヴィボル・リアチセナーの称号を持っていたコル・デ・モンテイロ(DE MONTEIRO, Col)を正規の海軍大臣に昇格させ、クロラーハオムの称号を与えるようノロドム王に提案することを決定した[ANC RSC 32300: 433-434]。しかし、ノロドム王は、この提案を1年近く放置した上、翌1899年1月10日付の手紙により拒否することを明らかにした[ANC RSC 32301: 252-256]。この点につき、[Osborne 1997: 241-245, 345]も参照のこと。その後、この人事は、1897年7月11日王令第2条の規定によれば官人の任免は王令によって行わなければならないにもかかわらず、1899年2月9日理事長官令(arrêté)(法令番号不明)によって発令された[ANC RSC 32303: 340-341]。
¹¹ 大臣の称号の不一致は、王令と一致しない称号を保持していた官人たちが、あるいは退職し、あるいは新たに王令の規定する称号を授けられたことによって解消した。ヴィボル・リアチセナーの称号を持っていた官人については、脚注10を参照のこと。次に、トミア・ニコウの称号を持っていた官人はコン(Kong)であったが[AC 1897: 83]、コンは1902年に退職した[BAC 1902: 131]。代わってチュオン(Thiounn)が宮内大臣に就任し、「オクニャー・ヴェアン」の称号を授けられた[BAC 1902: 135]。また、「ロットナハ・ティペト」の称号を保持していた官人はメイ(Méy)であったが[AC 1897: 83]、メイは1903年に退職した[BAC 1903: 333]。代わってペッチ・ボン(Peich Ponn)が、同年、「陸軍大臣代理(ministre de la guerre par intérim)」となり、「オクニャー・リアチ・デチェア(Oknhá Réach Dêchèas)」の称号を与えられた[BAC 1903: 386-387]。ボンは、1907年に正規の陸軍大臣に昇格し、新たにチャクレイの称号を授けられた。ボンの陸軍大臣昇格については、ボンの「個人ファイル(dossier personnelle)」中の、1907年7月16日王令第23号の写しを参照[ANC RSC 17938]。「個人ファイル」とは、植民地期に在職したカンボジア人官吏らの「勤務成績個人票(bulletin individuel de note)」「公知証書(acte de notoriété)」「出生証明(acte de naissance)」等の書類、その官吏の人事に関する王令の写し、手紙等を、個人ごとに集成したものであり、カンボジア国立文書館(Archives Nationales du Cambodge)が多数所蔵している。

2. 1905年7月3日王令下

続いて、1905年7月3日王令第33号〔BAC 1905: 351-354〕が、大臣らの職名や職掌を初めて規定した¹²。同王令第1条は、各大臣の称号と職名を次のように規定した。

第1条 大臣会議を構成する位の最も高い官人5人は、次の者とする。

1. オクニャー・アケアー・モハー・セナー、すなわち内務・宗教大臣 (Ministre de l'Intérieur et des Cultes)、常任委員会¹³として開催する大臣会議の議長 (président du Conseil des Ministres siégeant en Commission permanente)
2. オクニャー・ヨマリアチ、すなわち司法・公教育大臣 (Ministre de la Justice et de l'Instruction publique)
3. オクニャー・ヴェアン、すなわち宮内・財務・芸術大臣 (Ministre du Palais, des Finances et des Beaux-Arts)
4. オクニャー・クロラーハオム、すなわち海軍・商業・工業・農業大臣 (Ministre de la Marine, du Commerce, de l'Industrie et de l'Agriculture)
5. オクニャー・チャクレイ、すなわち陸軍・公共事業大臣 (Ministre de la Guerre et des Travaux publics)

アケアー・モハー・セナーは、1897年7月11日王令下では「首相」と見なされていたが、ここでは首相ではなく「内務・宗教大臣」とされた。しかし、同条は、続けて次のように規定する。

これらの大臣は、位階第10階 (dix pans de dignité)¹⁴にある。

首相 (le premier Ministre)¹⁵は、特別の功労のある場合は、ソムダチ

¹² 1905年7月3日王令は、官報1905年版の他、法令集『Recueil des actes du Gouvernement cambodgien』にも収録されている〔Gouvernement Général de l'Indochine 1912: 9-10〕。しかし、官報に収録された王令と法令集に収録された王令では、細部の表現に差異がある他、条文数さえ異なる。おそらくは、1905年に王令を布告してから1912年に法令集を発行するまでの間に改正があったのではないかとと思われるが、詳細は不明である。本稿では、王令が布告された時点での形により近いと思われる官報1905年版に拠った。

¹³ 大臣会議の「常任委員会 (Commission permanente)」については、1905年7月3日王令は、次のように規定する。「(前略)〔各大臣からの：筆者注〕提案は、理事長官殿の要求に基づき、事前に、アケアー・モハー・セナーの主宰する会議常任委員会において検討することができる。その場合には、提案は報告の対象となり、その報告は、保護領代表 (Représentant du Protectorat) の出席する正式の会議 (séance officielle) において再度審議する。(後略)」(第2条)。ここでいう「保護領代表」とは理事長官のことであろう。常任委員会は、理事長官が主宰する正式の会議に提案を諮る前に、カンボジア側の大臣らの意見を事前調整する場だったと考えられる。

¹⁴ フランス人植民地官僚エティエンヌ・エイモニエ (AYMONIER, Etienne) によれば、カンボジアの官人は、上から下まで10の位階に分かたれ、その位階の上下は「ポアン (pahn)」(1905年7月3日王令上の表記は「pan[s]」) という単位で区別される。カンボジア語の「ポアン」は、本来は数字の「1,000」を意味するが、官人の位階について述べるときは位階の上下を示すための「一種の特殊な単位」になる、という。「10ポアン」がもっとも位が高い〔Aymonier 1875: 24〕。本稿では、「ポアン」を「位階第何階」と訳す。

¹⁵ 1905年7月3日王令第1条では、「le premier Ministre」というように「p」が小文字で表記されている。何らかの意

(Somdach)¹⁶・アケアー・モハー・セナーの位階に昇る。首相 (il) は、その場合には、他の大臣よりも1つ高い位階にある。

大臣会議構成員の席次は、常に首席の地位 (le premier rang) にあり、慣例に従って大臣会議の構成員の中からしか選ばれないオクニャー・アケアー・モハー・セナーを除き、各自の占める職の先任順とする。

このように、同条は「首相」についても規定している。この「首相」とは、特別の功労があった場合に授けられる称号の後半部分が、第1条で内務・宗教大臣とされたオクニャー・アケアー・モハー・セナーと同じであること、次の一文においてオクニャー・アケアー・モハー・セナーすなわち内務・宗教大臣が大臣会議構成員の「常に首席の地位にあ」と規定していることから、オクニャー・アケアー・モハー・セナーすなわち内務・宗教大臣を指すと思われる。そうすると、1905年7月3日王令下では、アケアー・モハー・セナーの称号を持つ官人は、内務・宗教大臣でもあり、大臣会議常任委員会の議長でもあり、首相でもあった、ということになるだろう。

3. 1912年2月20日王令下

次いで、1912年2月20日王令第28号 [BAC 1912: 139-140] は、1905年7月3日王令第3条の大臣の職掌に関する規定を改め、司法・公教育大臣の担当する事務のうち公教育に関する事務を陸軍・公共事業大臣の担当に移した。それにともない、司法・公教育大臣と陸軍・公共事業大臣の職名を、それぞれ「司法大臣 (Ministre de la Justice)」「陸軍・公共事業・公教育大臣 (Ministre de la Guerre, des Travaux publics et de l'Instruction publique)」に変更した¹⁷。この変更の理由は、提案者である理事長官エルネスト・ウトレイ (OUTREY, Ernest) が大臣会議で述べたところによれば、各省が担当する事務の量に不均衡があり、特に司法省の負担を軽減する必要があったこと、当時は教育制度改革を準備中であり、公

図があってこのような表記をした可能性もあるが、次の理由で、特に意味はないと判断した。第1に、仏領インドシナ総督府やカンボジア保護領政府の発行する公報でも、大文字であったり小文字であったりと表記に揺れがある。第2に、王令を見てみると、同一の王令中でも異なる表記が混在している場合がある。たとえば、大臣らの領地 (les apanages) を廃止することを定めた1905年5月5日王令第18号には「premier ministre」「premier Ministre」という2種類の表記がある (第2条) [BAC 1905: 227-228]。また、脚注19も参照のこと。当時は、表記法が統一されていなかったのではないかとと思われる。

¹⁶ 「ソムダチ」「オクニャー」とともに称号の一部だが、「ソムダチ」の方が「オクニャー」よりも上位の称号である。エイモニエによれば、「ソムダチ」「オクニャー」の称号を持つ者が上級官人であり、それ以外は下級官人である、とし、さらに、「ソムダチ」は主に最上位の位階第10階の官人のみに与えられる称号であり、「オクニャー」は位階第6階から第10階までの官人に与えられる称号である、という [Aymonier 1875: 24]。

¹⁷ 1912年2月20日王令による職名の変更には、次のような立法上の誤りがあると思われる。先の1905年7月3日王令は、第1条で大臣らの職名を規定し、第3条で大臣らの職掌を規定した。ところが、1912年2月20日王令は、「大臣らの権限に関する1905年7月3日王令第3条を、次のように改正する」(下線は筆者による)と規定し、続けて司法大臣の職掌と、陸軍・公共事業・公教育大臣の職掌を規定した。したがって、厳密に言えば、1905年7月3日王令第1条の大臣らの職名に関する規定は、法の上では引き続き有効であったように思われる。しかし、実務上は、1912年2月20日王令布告以後は「司法大臣」「陸軍・公共事業・公教育大臣」という職名が用いられた。

教育を担当する大臣はその改革の趣旨を関係者に周知するために全国各地に出張することが望ましいが、司法・公教育大臣がしばしば省を離れては司法行政に支障があること、他方で、当時の陸軍・公共事業大臣ペッチ・ボン（Peich Ponn）は教育に関する委員会の委員を務めており、かつ、ボンには新たに公教育に関する事務を負担する余力があったこと、である [ANC RSC 32306: 159-161]。

4. 1926年12月31日王令下

最後に、1926年12月31日王令第112号 [BAC 1927: 727-733] は、1905年7月3日王令および1912年2月20日王令を廃止し（1926年12月31日王令第12条）、大臣らの称号、職名を改めて規定した他、各省の部局の構成を初めて規定した。同王令は、全12カ条である。大臣会議の構成員について規定していた1905年7月3日王令第1条は、1926年12月31日王令では第1条と第6条との2カ条に分割された。第1条は、次のように規定する。

第1条 朕の大臣会議は、カンボジア駐劄フランス共和国理事長官殿の主宰する全体会議（séance plénière）に参集し、次の者でこれを構成する。

- 一、首相（premier Ministre）であるオクニャー・アケアー・モハー・セナー、すなわち内務・宗教大臣
- 二、オクニャー・ヴェアン、すなわち宮内・財務・芸術大臣
- 三、オクニャー・ヨマリアチ、すなわち司法大臣
- 四、オクニャー・チャクレイ、すなわち陸軍・公教育・公共事業大臣
- 五、オクニャー・クロラーハオム、すなわち海軍・農業・工業・商業大臣

同王令では、大臣会議の構成員を規定する第1条に「首相（premier Ministre）」という文言が挿入され、内務・宗教大臣が首相であることがより明確になった。また、同王令では、海軍・農業・工業・商業大臣と陸軍・公教育・公共事業大臣の職名が若干変更された¹⁸。

同条は、1905年7月3日王令第1条とは異なり、内務・宗教大臣が大臣会議常任委員会の議長であるとは明定していない。しかし、第4条では、内務・宗教大臣（同条の文言では「内務大臣」）が常任委員会を主宰すると規定されており、内務・宗教大臣は引き続き大臣会議常任委員会の議長であったと考えられる。

一方、第6条は、次のように規定する。

¹⁸ 1905年7月3日王令下の海軍・商業・工業・農業大臣は、1926年12月31日王令下では海軍・農業・工業・商業大臣となり、「農業」と「商業」との語順が逆転している。また、1912年2月20日王令下の陸軍・公共事業・公教育大臣は、1926年12月31日王令下では陸軍・公教育・公共事業大臣となり、「公教育」と「公共事業」との語順が逆転している。

第 6 条 朕の大臣は、位階第 10 階にある。

首相 (le Premier Ministre)¹⁹は、特別の功労のある場合は、ソムダチ・アケアー・モハー・セナーの位階に昇る。首相 (il) は、その場合には、他の大臣よりも 1 つ高い位階にある。

大臣会議構成員の席次は、常に首席の地位にあるオクニャー・アケアー・モハー・セナーを除き、各自の占める職の先任順とする。

第 1 条、第 4 条、そして第 6 条の規定から、アケアー・モハー・セナーの称号を持つ官人は、1926 年 12 月 31 日王令下でも引き続き、内務・宗教大臣でもあり、大臣会議常任委員会の議長でもあり、首相でもあったと考えられる。ただし、後に、アケアー・モハー・セナーの称号を持つ官人以外の者が大臣会議常任委員会の議長および首相に就任した例がある²⁰。

III. おわりに

本稿では、大臣会議の構成員を規定する王令に基づいて、大臣の称号と職名を整理した²¹。以上に述べたことを、次表に示す (表 2 参照)。

¹⁹ 1926 年 12 月 31 日王令第 6 条は、「Premier Ministre」と「P」を大文字で表記している。しかし、第 1 条では「premier Ministre」と小文字で表記されており、同一の王令中に 2 種類の表記が混在していることになる。おそらく、大文字と小文字との表記の違いには、重要な意味はないのであろう。

²⁰ 1929 年 3 月 15 日王令第 24 号は、宮内・財務・芸術大臣チュオンを「首相、大臣会議常任委員会の議長 (premier Ministre, président de la Commission permanente du Conseil des Ministres)」に任命し、宮内・財務・芸術省を担当させる、と規定した [BAC 1929: 434]。1926 年 12 月 31 日王令は、アケアー・モハー・セナーが大臣会議常任委員会の議長であり (第 4 条)、首相であると規定していたので (第 1 条、第 6 条)、チュオンの大臣会議常任委員会の議長および首相への任命は、同王令の規定と矛盾する。しかし、チュオンの任命も、1926 年 12 月 31 日王令と同じ「王令」の形式で行われているので、「後法が前法に優先する」という原則にしたがえば、このような任命も可能であると思われる。1926 年 12 月 31 日王令第 1 条、第 4 条、第 6 条の規定は、チュオンを任命する王令によって、明示的に改廃されることのないまま死文化したのであろう。

²¹ しかし、本稿でも幾度か指摘したように、本稿で検討した大臣会議の構成を規定する諸王令の規定と、実際の制度の運用とは、しばしば一致していなかった。大臣らの称号と職名を明らかにするためには、大臣を任命し、または罷免する個別の王令多数も合わせて検討する必要がある。

表 2 大臣会議の構成員を規定する王令上の大臣の称号・職名

1897年7月11日王令	1905年7月3日王令	1912年2月20日王令	1926年12月31日王令
アケアー・モハー・セナー	(変更無し)	(変更無し)	(変更無し)
—— (首相)	内務・宗教大臣 大臣会議常任委員会議長 首相	(変更無し)	(変更無し)
ヨマリアチ	(変更無し)	(変更無し)	(変更無し)
司法大臣	司法・公教育大臣	司法大臣	(変更無し)
クロラー・ハオム	(変更無し)	(変更無し)	(変更無し)
—— (海軍大臣)	海軍・商業・工業・農業大臣	(変更無し)	海軍・農業・工業・商業大臣
チャクレイ	(変更無し)	(変更無し)	(変更無し)
—— (陸軍大臣)	陸軍・公共事業大臣	陸軍・公共事業・公教育大臣	陸軍・公教育・公共事業大臣
ヴェアン	(変更無し)	(変更無し)	(変更無し)
—— (宮内大臣)	宮内・財務・芸術大臣	(変更無し)	(変更無し)

注) 破線の上段は称号、下段は職名。

(出典) 各王令より筆者作成。

大臣会議は、フランスによる植民地支配に非協力的であったノロドム王が1904年に死去した後、フランスに協調的なシソワット王 (Sisowath、在位 1904-1927 年) の下で、活動を活発化させてゆく。保護領政府は、理事長官が大臣会議を主宰することにより、大臣会議を通じて各種の政策を王令の形で立法化し、政策を実現していった。しかし、これらの王令は、全てが理事長官の発案によるものではなく、大臣からの提案も王令の中に具体化されている。各種改革において大臣らがどのような役割を果たしたのかを論じるためには、大臣会議議事録等の資料を参照する必要があるが、本稿で検討した大臣の称号および職名は、当該資料を利用するに際して有益であると思われる。

<参考文献>

- Aymonier, Etienne. 1875. *Notice sur le Cambodge*. Paris : Ernest Leroux.
- Chandler, David. 2008. *A History of Cambodia (Fourth Edition)*. Chaing Mai: Silkworm books (First Published by Westview Press in 2008).
- Forest, Alain. 1980. *Le Cambodge et la Colonisation Française : histoire d'une colonisation sans heurts (1897-1920)*. Paris : L'Harmattan.
- Fourès. 1882. Royaume du Cambodge: organisation politique, *Excursions et Reconnaissances* 13: 168-211.
- Gouvernement Général de l'Indochine, Protectorat du Cambodge. 1912. *Recueil des actes du gouvernement Cambodgien*. Phnom Penh: Imprimerie du Protectorat.
- Osborne, Milton E. 1997. *The French Presence in Cochinchina and Cambodia*. Bangkok: White Lotus (Frist published by Cornell University in 1969.).

- 高橋宏明. 1997. 「フランス植民地時代前半期のカンボジアにおける政治社会変化 —— 伝統的政治社会体制の変革過程を中心に ——」『アジア史研究』 21: 28-54.
- 2008. 「フランス植民地期カンボジアの高級官僚像 中央官僚機構における主要閣僚の政治経歴とその特質を中心に」『アジア史研究』 32: 571-593.
- 2009. 「フランス統治期カンボジア王国の中央官僚機構における閣僚人事の変遷と特徴 1897-1940年の中央政府の大臣の経歴分析を中心にして」『アジア史研究』 33: 108-128.

<公文書等>

- ANC RSC 17938 "Dossier personnel de M. Peich Ponn, anouc montrey".
- ANC RSC 31072 "Registre d'ordonnances royales, 1897-1898 (en cambodgien et français)."
- ANC RSC 32300 "Procès verbaux des séances du conseil des ministres (en français et en khmer).
Séance 1 à 13 (01/07/1897-06/04/1898)."
- ANC RSC 32301 "Procès verbaux des séances du conseil des ministres (en français et en khmer).
Séance 14 à 24 (12/05/1898-26/04/1899)."
- ANC RSC 32303 "Procès verbaux des séances du conseil des ministres (en français). Séance 42 à 84 (25/07/1901-21/11/1902)."
- ANC RSC 32306 "Procès verbaux des séances du conseil des ministres (en français). Séance 148 à 172 (08/03/1910-15/01/1913)".

文献略語表

- AC *Annuaire du Cambodge*
- AGI *Annuaire général (administratif, commercial et industriel) de l'Indo-Chine française*
- ANC Archives Nationales du Cambodge, Phnom Penh
- BAC *Bulletin administratif du Cambodge*
- BOI *Bulletin officiel de l'Indochine française*
- RSC Résident Supérieur au Cambodge